

2019年8月2日

内閣府特命担当大臣（金融） 麻生 太郎 殿

## 「決済」法制に係る制度整備についての要望

一般社団法人 新経済連盟  
一般社団法人 Fintech 協会  
一般社団法人 EC ネットワーク  
一般社団法人 日本ブロックチェーン協会  
一般社団法人 クラウドソーシング協会  
一般社団法人 シェアリングエコノミー協会

今般、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」『「決済」法制に及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》』（以下「報告書」といいます）が公表されたことを受けて、イノベーションを促進し様々な国内ビジネスの成長を促すべきであるという立場から、今後の進め方について下記の通り要望いたします。

なお、報告書に挙げられた各具体的論点については、各団体が各々の意見を有しております。

### 記

報告書を踏まえて今後具体的論点について議論するに際しては、幅広い業態の事業者を参画させ、消費者による利用実態も含め丁寧かつ慎重な実態把握を行うとともに、Fintech・キャッシュレス・シェアリングエコノミーの推進を前提に、利用者保護や取引の安全に配慮して行われている既存ビジネスの萎縮や新規ビジネスの参入障壁とならないよう、以下の視点を踏まえた検討が行われることを要望いたします。

#### 1. イノベーションを促進する制度であるか

本年6月21日に公表された「成長戦略実行計画」において、Fintech分野の制度の見直しについては、「新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する」ことがその目的とされています。

制度の見直しにつき以下の観点から、多様な業態の実態や事業者の意見を踏まえた慎重な検討を望みます。

- ・かえってイノベーションを阻害したり、既に活性化している市場を縮小させたりすることにならないか

- ・イノベーションを促進し、新規事業者の参入が促され、新たな市場を生み出すようなものであるか

## 2. リスクに対して過大な規制とならないか

報告書には「同一の機能・同一のリスクには同一のルール」という方向性が記されていますが、これまでのスタディ・グループにおいては、リスクの具体的な中身や、リスクの大小の考え方等についてはあまり議論されておられません。概念的なリスクだけではなく、具体的なリスクの中身が何であるか等を丁寧に議論するとともに、リスクの内容や大きさに比して過大な規制を課すことにならないよう、慎重な検討を望みます。

## 3. 消費者の選択肢の多様性・利便性・取引の安全性が損なわれないか

現に提供されている決済サービスを含む Fintech サービスの中には、事業者の創意工夫によって発展し、消費者にとっての選択肢の多様性や利便性に大きく寄与しているものが多くあります。また、いわゆるエスクローサービス等、消費者保護の観点から評価され、一定の取引形態において欠かせない機能を提供しているサービスも存在しています。制度の見直しによってそれらの多様性や利便性、取引の安全性が損なわれ、消費者の負担がかえって増えることのないよう、慎重な検討を望みます。

以上